平成 25 年兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科規程第 19 号 応用情報科学研究科予算委員会規程

(設置)

- 第1条 応用情報科学研究科教授会(以下「教授会」という。)における予算審議の円滑化・ 迅速化を図るため、応用情報科学研究科予算委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 予算の基本的事項に関すること。
 - (2) 当初予算の配分に関すること。
 - (3) その他予算に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 応用情報学研究科長(以下「研究科長」という。)
 - (2) 教授会の意見を聴いた上で、研究科長がコースごとに指名した委員 各1名
 - (3) 必要と認めた場合に指名される委員

(任期)

- 第4条 前条第2号に定める委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 2 前条第2号に定める委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第5条 委員会に、委員長を置く。
- 2 委員長は、研究科長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する 委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する ところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席 させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。